

## 指宿広域市町村圏組合堆肥配布要領

(平成27年指宿広域市町村圏組合告示第6号)

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が管理する指宿広域汚泥リサイクルセンターにおいて、し尿等の処理過程で発生した汚泥を発酵させた肥料（以下「汚泥発酵肥料」という。）を配布し、組合区域内（指宿市の全域及び南九州市蕨町区域をいう。以下同じ。）の緑農地に還元することにより循環型社会の形成を進めていくため、必要な事項を定めるものとする。

(配布の対象者)

第2条 汚泥発酵肥料の配布の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 組合区域内の住民であって満18歳以上の者
- (2) 組合区域内の自治会その他の公共的団体
- (3) 関係市（指宿市及び南九州市をいう。以下同じ。）及び当該市の教育委員会その他の機関
- (4) 前号以外の地方公共団体
- (5) 関係市に関する公的ボランティア活動を実施する民間団体

(配布の形態)

第3条 配布の形態は、袋詰め又はバラ渡し（袋詰めしないものをいう。以下同じ。）とする。

2 袋詰めは、1袋当たり15キログラムとする。

(配布の量)

第4条 配布の数量は、袋詰めは1袋からとし、バラ渡しは150キログラムからとする。

2 配布の数量の制限は、次の表のとおりとする。

区分	袋詰め	バラ渡し
第2条第1号に掲げる者	1週間につき5袋を上限	配布しない。
第2条第2号及び第4号に掲げる者	1週間につき20袋を上限	1週間につき900キログラムを上限
第2条第3号に掲げる者	制限なし	1週間につき900キログラムを上限
第2条第5号に掲げる者	1週間につき20袋を上限	配布しない。

(料金)

第5条 汚泥発酵肥料の料金は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、汚泥発酵肥料の配布を受ける者（第2条第3号に掲げる者を除く。）が袋詰めにより配布を受ける場合は、袋代として1袋当たり50円を徴収する。ただし、第2条第2号、第4号及び第5号に掲げる者の袋代は、10袋までは無料とする。

3 汚泥発酵肥料の配布を受ける者は、汚泥発酵肥料を受け取る前に、組合事務局において受付をし、前項の規定により袋代を納入しなければならない。

(配布の期間等)

第6条 汚泥発酵肥料を配布する時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日まで及び1月2日から3日までを除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、汚泥発酵肥料の在庫の状況によっては、この限りでない。

(配布の場所)

第7条 汚泥発酵肥料の配布場所は、指宿広域汚泥リサイクルセンターとする。ただし、事務局長が配布場所を変更する必要があると認めた場合は、この限りでない。

(配布の方法)

第8条 汚泥発酵肥料の配布の方法は、汚泥発酵肥料の配布を受ける者が自ら搬出するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月18日から施行する。